

# 鳩山町食生活改善推進員協議会会則

(名 称)

第1条 この会は鳩山町食生活改善推進員協議会（以下「この会」）という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を密にして、その活動の振興を図り、栄養及び食生活改善を通じて、地域の健康保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために鳩山町保健センターと協力して、次の事業を行う。

1. 栄養に関する研修会の開催
2. 地域の食生活改善に関する事業
3. 食生活に関する調査研究
4. 食中毒予防に関する事業
5. 前各号に掲げるものの他、この会の目的達成に必要な事業

(事 務 局)

第4条 この会の事務局は、鳩山町保健センター内におく。

(会 員)

第5条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員……鳩山町保健センター主催の養成講座を終了し、この会の趣旨に賛同する町民
2. 賛助会員……本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た個人または団体

(役 員)

第6条 この会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 監事 2名

(役員を選出)

第7条 前条の役員選出は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・監事・書記および会計は、会員の互選による。

(役員の仕事)

第8条

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
3. 書記および会計は、この事務に従事する。
4. 監事は会務および会計を監査する。

(役員任期)

第9条

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第10条

1. この会の会議は総会および役員会とする。
2. 通常総会は年1回開催し、予算および決算の承認、会則の変更、その他重要事項の審議決定を行う。
3. 臨時総会は役員会で必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の請求があったとき開催する。
4. 総会および役員会は、必要に応じ会長が召集し、議長となる。
5. 会議の議決は、出席人数の過半数の同意による。ただし、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第12条 この会の収支予算および決算は役員会において審議し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第14条 この会の会費は、正会員のみ年額3,000円とする。

(埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会との関係)

第15条 この会の正会員は、埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会の会員となるものとする。

(その他)

第16条 この会の施行について、必要な事項の役員会の議決により会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成10年5月11日より施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日より施行する。